

東京大学理学図書館規則

平成29年12月20日制定

(目的)

第1条 この規則は、東京大学附属図書館基本規則第9条の規定に基づき、東京大学理学図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 図書館は、東京大学大学院理学系研究科・理学部（以下「理学系研究科」という。）における研究及び教育に資するため、図書館資料を収集・保存しその有効な利用を図るとともに、これらに必要な施設及び設備を維持し、管理・運営することを任務とする。

(図書館長)

第3条 図書館に理学図書館長（以下「館長」という。）を置く。館長は、図書館の管理・運営を統括する。

2 館長の選出については別に定める。

(別館)

第4条 図書館に次に掲げる別館を置く。

- (1) 化学図書室
- (2) 植物園図書室

(事務)

第5条 図書館の事務は理学系研究科等事務部が処理する。

(東京大学理学図書館運営委員会)

第6条 図書館に東京大学理学図書館運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については別に定める。

(図書館資料)

第7条 第2条に定める任務を達成するため、図書館に、図書・雑誌、視聴覚資料、その他必要な資料を備える。

(利用)

第8条 図書館の開館日、利用方法については、別に定める。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、図書館の運営及び利用に関し必要な規則は委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。